

令和3年4月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和3年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	93トン	12トン
		41トン	93トン	超過済
3	クリーム	34トン	45トン	超過済
		18トン	33トン	超過済
4	粉乳類	55,605トン	34,422トン	21,183トン
		53,572トン	28,166トン	25,406トン
5	無糖れん乳	1,887トン	1,725トン	162トン
		2,546トン	1,725トン	821トン
6	加糖れん乳	2,264トン	127トン	2,137トン
		1,851トン	108トン	1,743トン
7	ヨーグルト	17トン	5トン	12トン
		8.3トン	5.2トン	3.1トン
8	バターミルク	189トン	13トン	176トン
		8.7トン	12.8トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	48,699トン	8,447トン
		38,714トン	43,049トン	超過済
10	その他の乳製品	12,824トン	10,376トン	2,448トン
		6,805トン	7,220トン	超過済
11	バター	20,312トン	17,167トン	3,145トン
		10,293トン	13,673トン	超過済
12	雑豆	82,310トン	69,720トン	12,590トン
		35,917トン	27,947トン	7,970トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	5,354,768トン	493,093トン
		3,811,332トン	5,065,303トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	1,178,871 トン	87,461 トン
		299,910 トン	226,570 トン	73,340 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	648,939 トン	61,375 トン
		731,263 トン	648,939 トン	82,324 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	3,545 トン	超過済
		901 トン	3,545 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	9,953 トン	3,558 トン
		2,922 トン	8,963 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	127,009 トン	39,502 トン
		164,385 トン	127,009 トン	37,376 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	14,298 トン	7,525 トン
		21,823 トン	14,298 トン	7,525 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	896 トン	950 トン
		1,025 トン	828 トン	197 トン
20	イヌリン	1,387 トン	1,890 トン	超過済
		33 トン	47 トン	超過済
21	落花生	38,113 トン	30,795 トン	7,318 トン
		24,025 トン	20,475 トン	3,550 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	113 トン	196 トン
		295 トン	113 トン	182 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	7,765 トン	2,491 トン
		3,333 トン	2,840 トン	493 トン
24	でん粉調製品	173 トン	245 トン	超過済
		170 トン	245 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	3,720 トン	2,027 トン
		1,182 トン	1,509 トン	超過済
27	調製食用脂	20,044 トン	14,899 トン	5,145 トン
		921 トン	1,881 トン	超過済
28	繭	7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
		7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
29	生糸	437 トン	102 トン	335 トン
		433 トン	102 トン	331 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。